

定 款

特定非営利活動法人

さいたま映像ボランティアの会

埼玉県川口市中青木1丁目5番30号

ル・ブランシェ 101号

TEL048-259-3421 FAX048-253-1305

e-mail: eizov@bf 7. so-net. ne. jp

特定非営利活動法人さいたま映像ボランティアの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さいたま映像ボランティアの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市中青木1丁目5番30号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、映像文化の振興と映像制作人材の育成のために、広く一般の人々や子どもたちに映像の知識、製作技術を指導し、また地域での映像制作を支援していく映像ボランティア活動によって、新しい地域文化活動に寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業として以下の映像分野に関わる事業を行う。
 - ①映像制作人材の教育にかかわる事業
 - ②映像制作に関連した事業
 - ③ミュージアム運営を支援する事業
 - ④その他映像文化の振興に関連する事業
 - ⑤地域ふれあい促進事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

- (1) 維持会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の維持に協力する個人及び法人。
- (2) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行うボランティア活動に参加する個人。

2 維持会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(入会)

第7条 維持会員、またはボランティア会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び経費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は維持会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において維持会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5名以上10名位以内
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内の副理事長を置くことができる。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員の解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときには、総会において維持会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第18条 この法人を象徴し、活動を周知させるため、この法人に会長を置くことができる。

2 会長は、理事長が任免する

3 会長は、理事会に出席できるが、表決権はないものとする。

(評議員)

第19条 この法人の活動について有識者からの諮問を受けるために、この法人に評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事長が任免する。

3 評議員は非会員からも選任することができる。

4 非会員の評議員は総会に出席できるが、表決権はないものとする。

(職員)

第20条 この法人の事務処理をするため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 会議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は維持会員をもって構成する。

2 ボランティア会員は総会に出席することができる。ただし表決権はないものとする。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 維持会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号に基づき監事が召集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の

日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長はその総会において、出席した個人維持会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、維持会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した維持会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 表決権は個人維持会員、法人維持会員、また会費納入口数にかかわらず、等しく 1 票とする。

(総会における書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない維持会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの個人維持会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 維持会員の現在数
- (3) 総会に出席した維持会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人維持会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 32 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会及び議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る会計に区分する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した維持会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 維持会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、維持会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、埼玉県に帰属させるものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において維持会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人ので設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田中 徳兵衛

理事 丸山 晃

同 村越 久雄

同 国弘 陽子

同 田中 一成

同 鈴木 恂
監 事 中根 憲一
同 野澤 俊雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	個人維持会員	法人維持会員	ボランティア会員
(1)入会金	なし	なし	なし
(2)年会費	5千円	1万円	1千円

- 7 この法人の役員の任期により、平成17年6月10日総会にて次に掲げる者とする。

理 事 児 玉 洋 介

理 事 丸 山 晃
同 村 越 久 雄
同 国 弘 陽 子
同 田 中 一 成 (事務局長兼)
同 鈴 木 恂
監 事 中 根 憲 一
同 野 澤 俊 雄

- 8 この法人の役員任期により、総会にて次に掲げる者とする。

理 事 田 中 一 成 平成25年6月30日重任 平成25年9月27日登記

理 事 田 中 一 成 平成27年6月30日重任 平成30年8月29日登記

理 事 田 中 一 成 平成29年6月30日重任 平成30年8月29日登記